

既許可経路除き申請

国交省、特車審査を迅速化

国土交通省は特殊車両通行許可の審査の迅速化の一環として、既に許可を受けている車両(既許可車両)による新たな経路設定時の取り扱いを簡素化する。従来、既に許可を受けている経路(既許可経路)と重複する区間を含めて出発地から

目的地までの経路を設定して申請することとされていたが、今後は新たな経路のうち既許可経路と重複する区間を除いて申請できるようになるため、審査期間が早くなる。

目的地を設定する場合、従来はA～B地点のみの許可であったため、A～C地点までの経路に変更して申請しなければならず、重複する道路の区間についてもあらためて道路管理者への協議が必要だった。今後はA～C地点、A～B地点の重複する道路は既に許可を受けている区間として協議が省かれることになり、新たに追加され

た区間のみの審査となる。概要を6月17日付でホームページに公開した。

既許可車両について既許可経路と重複する区間を除いた経路を設定して行う申請は、新規申請または変更申請のいずれの方法でも行うことができるが、ETC2・0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度による申請(特車ゴールド)について

は新規申請のみ。また、新規申請の場合、既許可経路の許可証と新たに追加する経路の許可証の双方を通行時に携帯する。双方の許可証の異なる有効期間の管理の徹底も注意が必要になる。

その他の見直しでは、6月21日から、通行条件により通行時間帯が夜間に制限される区間はこれまでの全経路から、原則として大きくに交通の影響が大きい必要最低限の区間に限定。また、車両メーカーから車検場まで臨時運行許可または回送運行許可を受けた仮ナンバー車両を通行させる場合、車両メーカー工場へ車検場、車検場へ納車先の2つの経路を一括して申請し、車検証交付前後でナンバーが異なってもひとつの許可証で通行できるようになる。